



平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会社名 株式会社オプトエレクトロニクス
代表者名 代表取締役社長 俵 政美
(JASDAQ・コード6664)
問合わせ先 取締役会長 志村 則彰
電話番号 048-446-1181 (代表)

監査等委員会への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行すること決定し、これに伴い、平成 28 年 2 月 25 日開催予定の第 40 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行となった「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 2 月 25 日開催予定の当社第 40 回定時株主総会において「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 「監査等委員会設置会社」へ移行するために、「監査等委員」及び「監査等委員会」に関する規定の追加並びに「監査役」及び「監査役会」に関する規定の削除を行うものであります。

② 上記変更に伴う条文番号の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成 28 年 2 月 25 日 第 40 回定時株主総会開催

平成 28 年 2 月 25 日 定款変更の効力発生

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(変更箇所は下線にて表示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p>
<p>第5条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

<p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役) 第21条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役) 第21条 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法等) 第23条 (条文省略) ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第23条 (現行どおり) ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) ② 当社では、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) ② 当社では、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</p>

<p>(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>第27条～第35条 (条文省略)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第28条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は第40回株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>